

＜通勤経路図の作成方法＞

通勤経路図は、通勤途中に被災した場合に必要な添付書類であり、自宅から勤務場所までの経路及び災害発生場所を図示するものです。（公共交通機関を使用している場合も作成してください。）

なお、通勤経路図の作成に当たっては、次の点に注意してください。

① 経路を図示する地図は、道路地図等の市販の地図の写し、インターネット上で利用可能な地図情報サービスのコピーや所属で作成する管内図など、勤務場所や通勤経路、周辺の道路等の状況が明確に確認できるものとし、略図や手書きの地図等位置や距離が正確でないものは使用しないでください。

② 勤務場所、住居、災害発生場所及び被災当日の通勤経路は、蛍光ペン等で色分けする等してわかりやすいように明示してください。

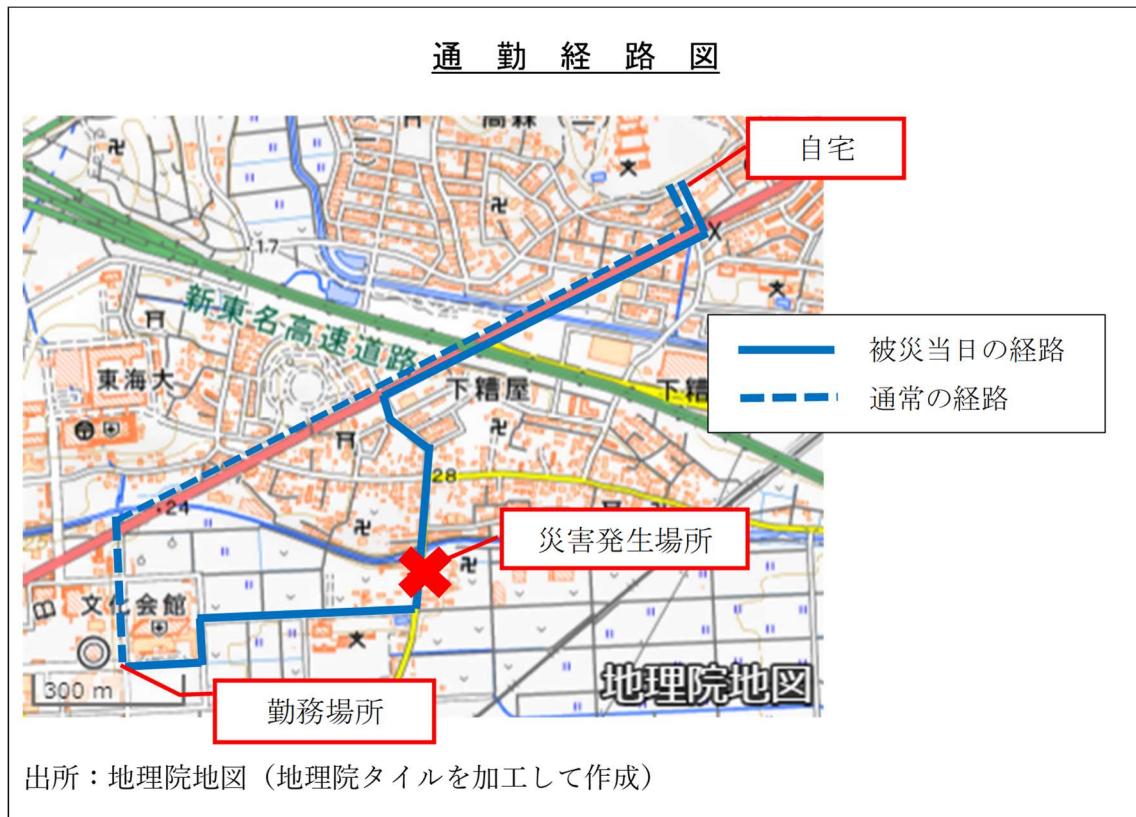
また、経路の途上で被災した場合でも、自宅から勤務場所までの経路全体（被災しなかつたら通行する予定だった経路を含む。）を図示してください。

③ 被災当日の経路が、通勤届の経路と異なる場合には、通勤届の経路も併せて図示してください。

また、図示するに当たっては、色分けする等してそれぞれの経路が明確にわかるようにしてください。（別途、代替経路等使用理由書の添付が必要となります。）

④ 通勤途中に合理的経路から逸脱・中断した場合は、逸脱した経路及び当該逸脱・中断の目的となった施設等の場所も明示してください。（別途、日常生活上必要な行為理由書の添付が必要となります。）

【代替経路を使用した場合】



【逸脱・中断をした場合】

